

報告第2号

専決処分事項の報告について（愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



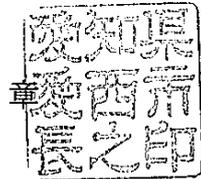
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、専決処分する。

平成30年1月30日 専決

愛西市長 日 永 貴



愛西市条例第2号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年
愛西市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表第2南河田工業団地地区整備計画区域の項中「別表第2（り）項第3
号8の3」を「別表第2（ぬ）項第3号8の3」に、「（ぬ）項第1号」を
「（る）項第1号」に、「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項
第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。